

令和4年7月29日
資料提供
果樹園芸課 下村、塩崎、池田
073-441-2904

施設園芸用燃油価格高騰緊急対策支援金を実施します

経営費に占める燃料費の割合が高く、燃油高騰の影響を受けやすい施設園芸農家に対して、高騰分の1/4を支援します。

◆支援対象農家（以下の①から③を満たす者とする）

- ①県内に居住し、県内で施設園芸を営む個人、又は県内に事業所を置き、県内で施設園芸を営む法人
- ②当該期間に園芸用施設において、販売用の野菜・花き・果樹を生産していること
- ③施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートを実践すること

◆事業実施主体

農業協同組合又はその他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。)などで以下の①及び②を満たす団体

- ①支援対象農家が野菜、花き又は果樹の施設園芸を営む者
- ②支援対象農家が3戸以上又は農業従事者の常時従業者が5名以上

※ 支援対象農家、団体とも次年度以降国の施設園芸燃油価格高騰対策に参加すること

◆支援内容

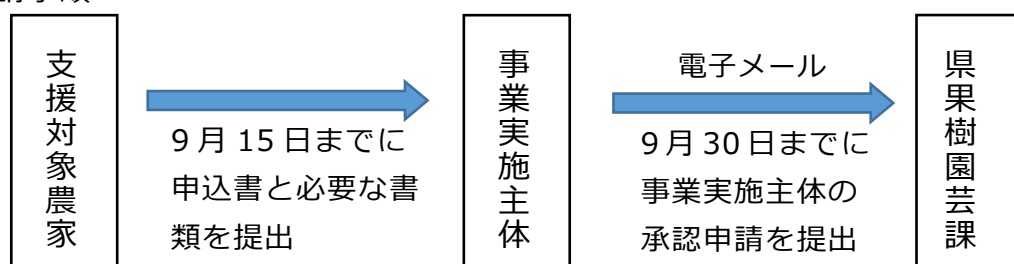
《支援対象》令和4年11月から令和5年3月5日までに納品された施設園芸で使用するA重油及び灯油

《支援金の計算》

当該月の燃油の購入数量に [(A重油の全国平均価格 - 81.6円) × 1/4] を乗じて得られた金額

(灯油の場合は、A重油価格×1.06により換算する)

◆事業の申請手順



◆支援金掲載ホームページ URL :

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00210862.html>